

中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.149

ガソリン爆上げ 早くも輸入採算価格越え

□ 助走ではなく本番！

前回のメルマガで「助走期間」と表現しましたが、助走ではなく本番でした。私の最速のシナリオよりひと月早いです。2/28現在の各指標（3/1からの取引に適用）は以下になります。

	輸入採算価格	Platts（海上）	Platts（陸上）	4RIM	TOCOM
2/28（3/1出荷分適用）	53.7	54.5	54.0	52.9	53.6
輸入採算価格との乖離	-	+0.8	+0.3	-0.8	-0.1

□ 格差は最少化へ

私と弁護士大東先生が解説しましたように、早晚「価格は輸入採算価格程度になる」のが、早くも実現してしまいました。この状況が今後どうなるか？

- 「今まで通り、長続きしない」と考える方も多いのですが・・・
- 「2強+1」になった時点で、ガソリン価格は輸入採算価格より「少し上」という状況が常態化すると私は考えてます。

問題は、系列・業転格差ですが、この状態ですと、格差は最少化していると思います。何せ、元売間取引が顕在化しているのですから・・・ 「極端に安い玉は大手商社も持ってない。輸入採算価格が業転の下限に近い」

では、系列内価格はどうなるか？

「ガソリン適正取引慣行ガイドライン」にその命運が託されていると考えていいと思います。

早ければ3月中に公表か？ ガソリン適正取引慣行ガイドライン

□ 報告書骨子案

2/27に開催された研究会では、ほとんど議論されず、報告書骨子案には

4. 元売とSSの公正な取引環境整備

【1】（1）④卸価格の事後的な修正の基準の明確化に関する調査結果

（2）適正取引のための環境整備としてのガソリン適正取引慣行ガイドラインの策定（ガイドラインは別紙）

とあります。次に、PRA価格指標に関しては

【2】取引に係る価格情報インフラの整備

- （1）価格指標に求められる役割・期待
- （2）価格アセスメントの多様化の進展と各指標の特徴
- （3）価格指標の更なる信頼性向上のための環境整備
- （4）先物市場を活用した新たなビジネスの可能性

PRAに関して、混乱があるようですので、もう少し正確に記述します。

□ PRAとは

Oil Price Reporting Agencies の略です。この単純な邦訳が「石油価格指標会社」となることから混乱が生じています。

IOSCOが義務付けているのは【PRA原則】の遵守です。

石油価格指標会社にも【PRA原則】を遵守した会社と、そうでない会社が存在しますので

- 【PRA原則】を遵守している価格指標会社をPRA（原則遵守）会社と定義して
- 【PRA原則】を遵守した石油価格指標をPRA（原則遵守）指標と定義しましょう

例えば、日経新聞も商品欄に石油価格市況を開示していますので、広義の石油価格指標会社ではありますが、PRA会社ではないのです。

一方、PRA会社でも日本で公表している価格指標の全てがPRA（原則遵守）指標なのか？という問題があります。

私が知る限り、PRA（原則遵守）指標を公表しているPRA会社は、PlattsとRIMの2社だけであると考えてます。

海外でPRA会社であっても、日本で公表している価格指標がPRA（原則遵守）価格指標であるとは限りません。

A：TOCOMが5/8に開設する石油スワップ市場の最終決済価格には、どのPRA指標が採用されるのか？

B：元売が採用するPRA（原則遵守）指標はどうか？

C：石油適正取引慣行ガイドラインで採用されるPRA（原則遵守）指標はどうか？

3月中に少なくとも**A**、場合によったら、**A**、**B**、**C**の全てが判明します。

今後の業界発展のためには、全てが一緒（複数のPRA価格指標の組合せを含む）であることが望ましいです。